資 料

藤沢都市計画道路の変更(市素案) 及び関連案件の変更(素案)に係る説明会

- ① 藤沢都市計画道路3・5・27号高倉下長後線の変更
- ② 藤沢都市計画用途地域の変更
- ③ 藤沢都市計画防火地域及び準防火地域の変更

2021年(令和3年) 7月26日(月)

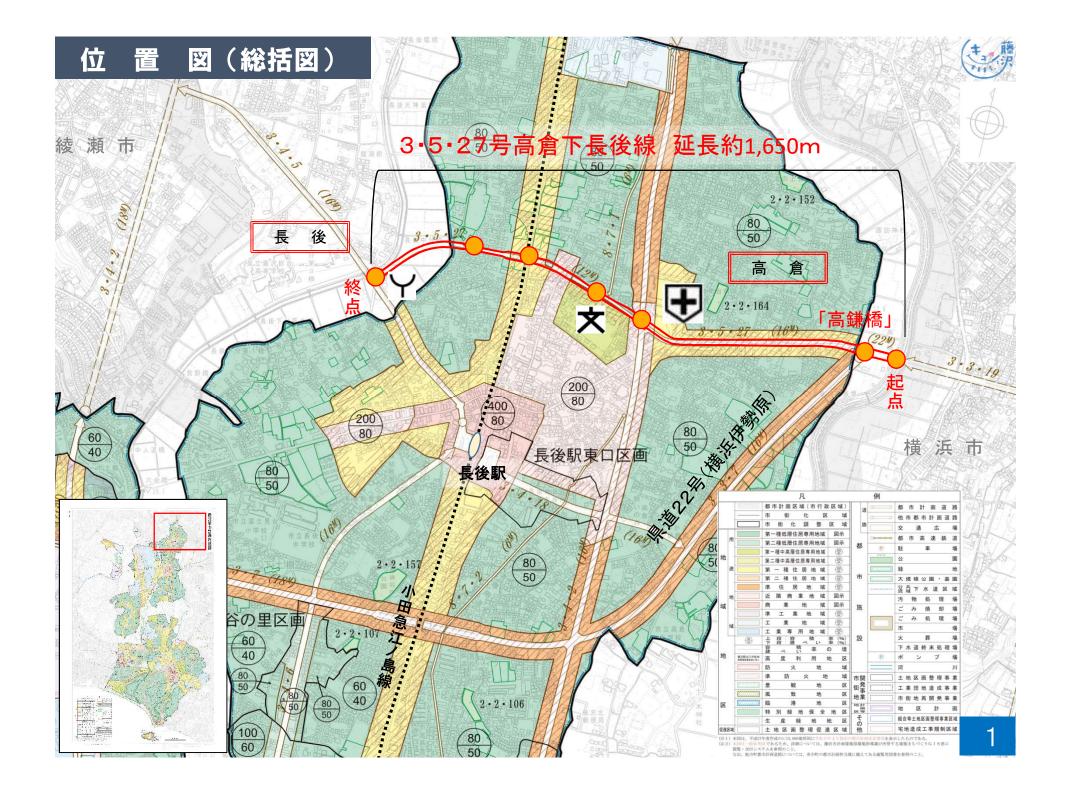
次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 藤沢都市計画道路等の変更(素案)について
- 4 質疑·応答
- 5 閉 会



藤沢都市計画道路等の変更(素案)について

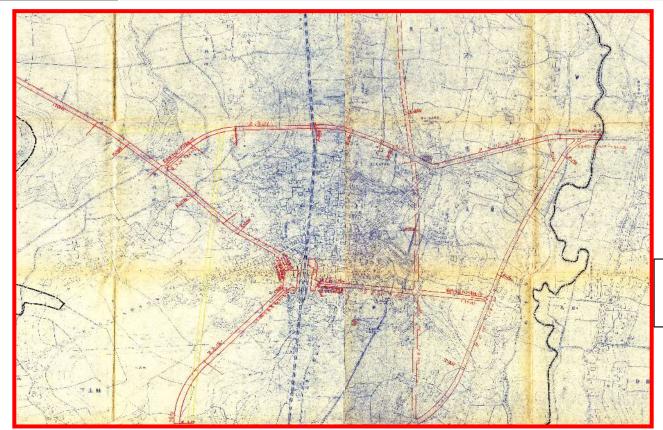
- ① 藤沢都市計画道路3・5・27号高倉下長後線
- ② 藤沢都市計画用途地域
- ③ 藤沢都市計画防火地域及び準防火地域



路線決定の経過



年 月	都市計画手続	備 考
1957(\$32)年12月	都市計画決定	
1961(\$36)年 8月	都市計画変更 (終点の位置、幅員及び線形の変更)	現在の線形となる
1969(\$44)年 5月	都市計画変更(一部幅員の変更)	横浜市境付近を22mに変更
1976(\$51)年 7月	都市計画変更(名称番号の変更)	



昭和36年当時 の変更図面

路線整備の意義

きない。

鉄道を横断する道路が少ない

通過交通が入り込んでいる



国土地理院 地理院地図を加工



国土地理院 地理院地図を加工

駅直近の踏切に交通が集中



Googleマップライブ交通情報より(5/20 11:00)

長後 パーパス 高倉 いずみ中央駅

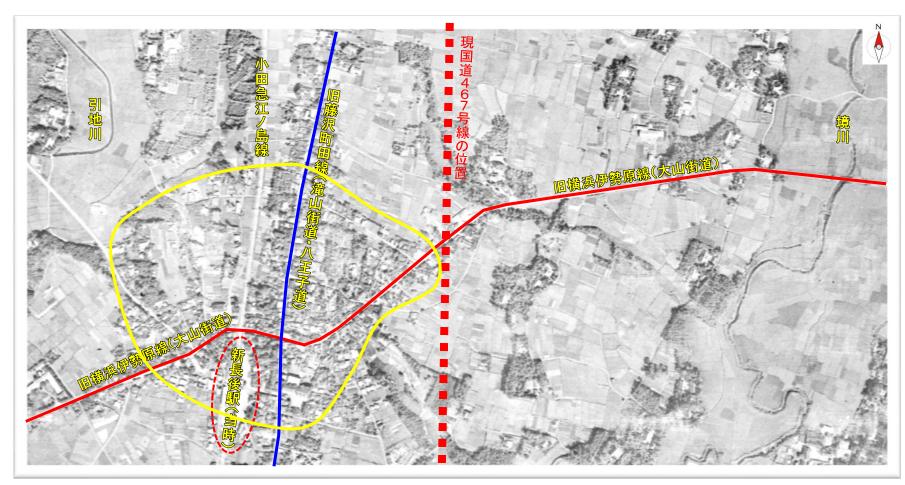
整備の意義①

駅前に入り込む交通から、通過 交通を分離するバイパスとしての 機能が期待される

路線整備の意義



長後地区は、古くから市街地が発展

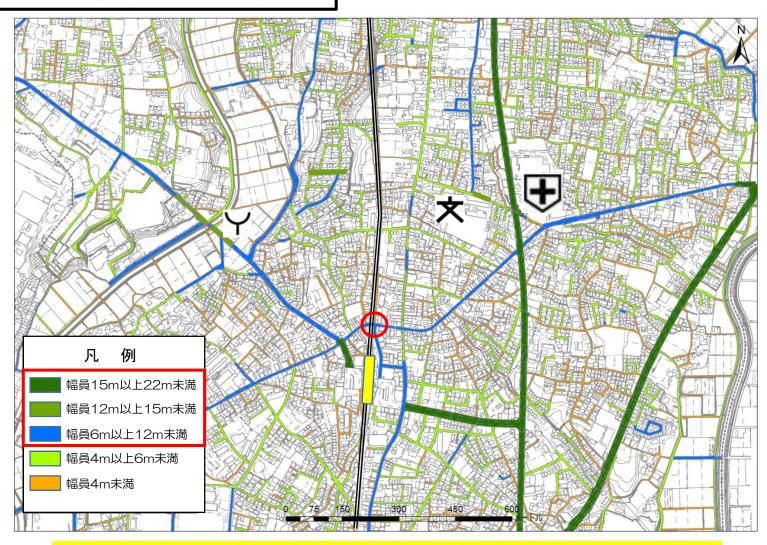


1947年(昭和22年)の航空写真

路線整備の意義



長後地区は狭あいな道路が多い



整備の意義②

防災上の課題解決に寄与

藤沢市道路整備プログラム





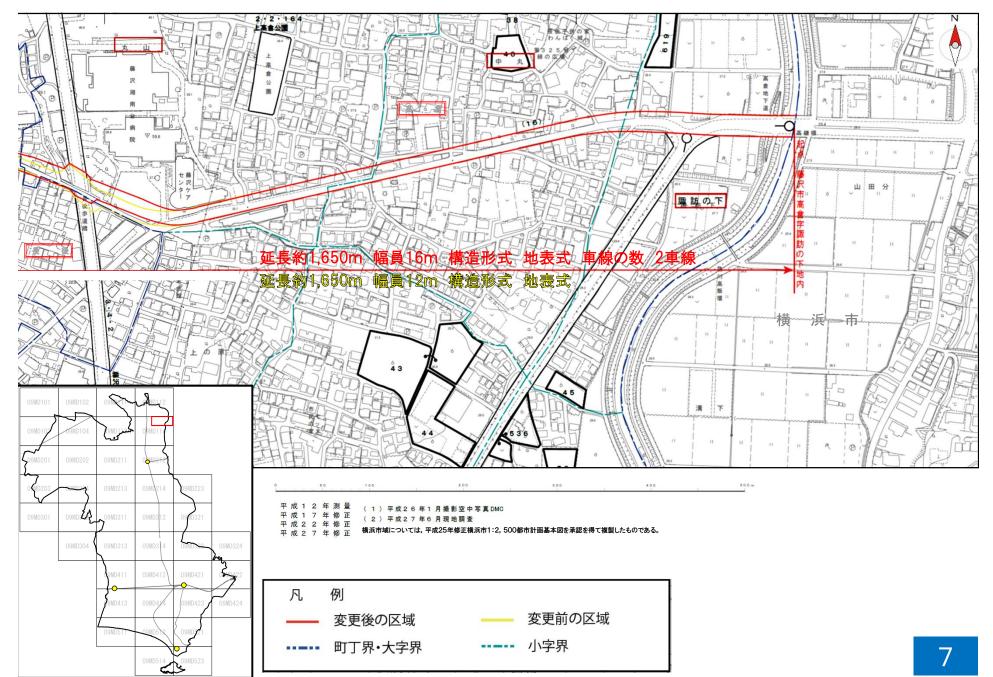


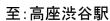
- 14 高倉下長後線(国道以東)→「着手時期検討区間」
- ⑤ 高倉下長後線(国道以西)→「優先着手区間」

分類項目	内容
優先着手区間	「事業中区間」の次段階に着手する区間 として10年以内に着手をめざす区間
着手時期検討区間	「優先着手区間」の次段階に着手する区 間として着手時期を検討する区間
着手時期未定区間	現段階では着手する時期が未定の区間

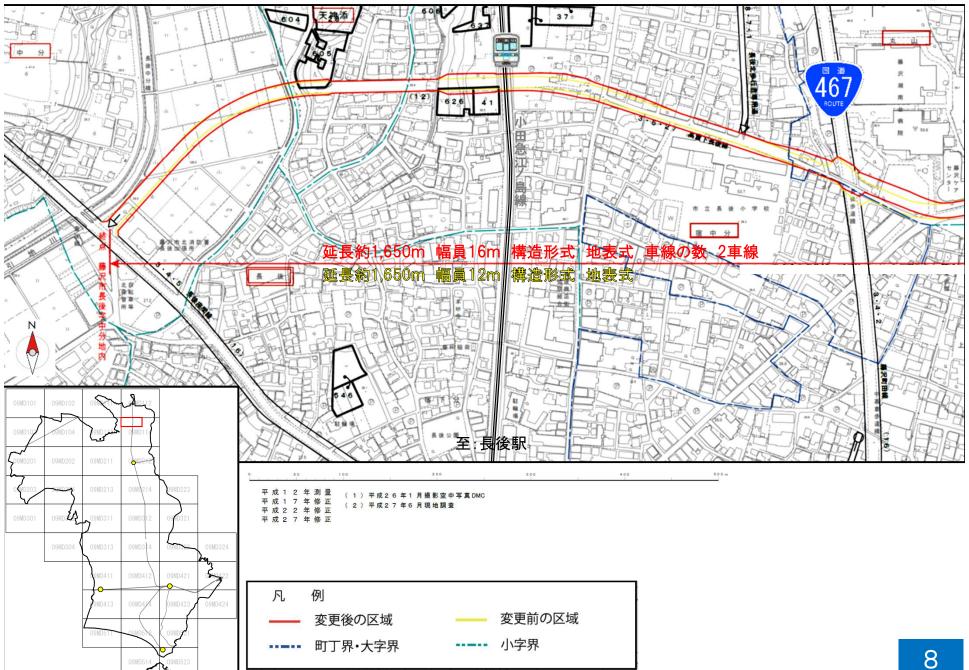
計画図(東側)









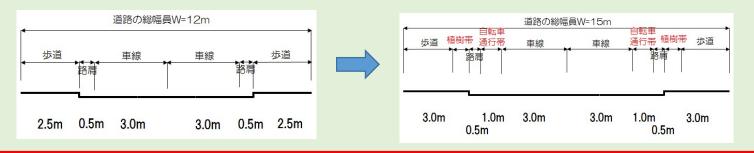


都市計画変更内容

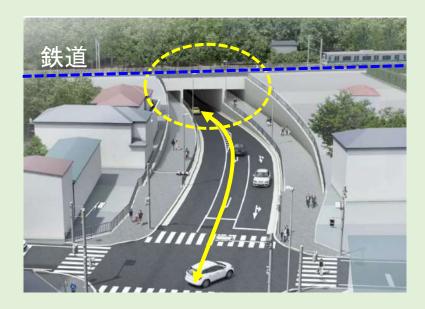


ロ幅員の見直し

● 変更部分の標準幅員を12mから15mに変更



● 鉄道との立体交差部の幅員を構造に合わせて変更



都市計画変更内容



ロ線形の見直し

● 平面交差点の交差角見直しに伴う線形変更



凡例

- 変更後の区域

- 変更前の区域

<
交差角

一連番号

ロ番号の変更

 $3 \cdot \underline{5} \cdot \underline{27} \rightarrow 3 \cdot \underline{4} \cdot \underline{24}$

- ロ車線数の決定
 - 未決定→2車線

- 1:自動車専用道路
- 3: 幹線街路
- 7:区画街路
- 8:特殊街路

- 1:幅員40m以上
- 2:幅員30m以上40m未満
- 3:幅員22m以上30m未満
- 4:幅員16m以上22m未満
- 5:幅員12m以上16m未満
- 6:幅員8m以上12m未満
- 7:幅員8m未満

計 画 書(都市計画道路・市素案)



都市計画道路中3・5・27号高倉下長後線を3・4・24号高倉下長後線に名称を改め、次のように変更する。

	名	称 位		位置			構造				備考
種別	番号	路線名	起点	終点	主 な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造	
幹線街路	3.4.24	高倉 下 長 後 線	藤沢市 高倉字 諏訪の 下	藤沢市 長後 字中分	藤沢市 長後字 宿中分	約 1,650 m	地表式	2車線	16m	小田急線と立体交 差,幹線街路と平 面交差2箇所	

新旧対照表(都市計画道路・市素案)



		名 称		位置			区域	区域 構 造						
新旧	種別	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造式	車線の数	幅員	地表式の区間に おける鉄道等と の交差の構造			
新	幹線街路	3• <u>4</u> • <u>24</u>	高倉 下長後線	藤沢市 高倉字 諏訪の下	藤沢市 長後字 中分	藤沢市 長後字 宿中分	約 1,650 m	地表式	<u>2車線</u>	<u>16m</u>	小田急線と立体交差, 幹線街路と平面交差2 箇所			
IΒ	幹線街路	3• <u>5</u> • <u>27</u>	高倉 下長後線	藤沢市 高倉字 諏訪の下	藤沢市 長後字 中分	藤沢市 長後字 宿中分	約 1,650 m	地表式	<u> </u>		<u> </u>		小田急線と立体交差, 幹線街路と平面交差2 箇所	中央 分離帯 無

理 由 書(都市計画道路・市素案)



長後駅周辺では、小田急江ノ島線長後駅北側直近に存する高座渋谷15号踏切への自動車交通集中による混雑が朝夕を中心に発生しています。また、地区内は狭あいな道路が多く、避難路が不足しているとともに、南北に走る小田急江ノ島線を東西に横断可能な箇所が少なく、防災上の課題を抱えています。

高倉下長後線は、鉄道で分断された地区の東西を連絡し、駅前に集中する自動車交通から通過交通を分離し、駅前混雑の緩和に寄与する路線として期待されるほか、地区内の避難路等として、地区の防災力の向上に寄与する路線としても期待されるもので、「藤沢市都市マスタープラン(平成30年3月改定)において、「地区内外を繋ぐ道路網の形成や通過交通の分散化をはかるため、高倉下長後線等の都市計画道路の整備を推進します。」と位置づけています。

本路線は3・4・2号藤沢町田線から東側区間の一部が整備済の他は、全線の約94%が未着手という状況であり、当該未着手区間の必要性については、平成26年に行った「都市計画道路の見直し」において必要性を確認し、「存続」路線として位置づけていますが、幅員等の考え方について、法令等に合わせて見直しを行った結果、自転車走行空間の設置や鉄道との立体交差に必要な幅員の確保等を目的として、現行計画から一部幅員の拡幅や、線形の変更を行い、また、代表幅員が変わったことによる番号の変更を行うものです。

また、併せて車線の数を2車線と定めるものです。

藤沢都市計画道路等の変更(素案)について

- ① 藤沢都市計画道路3・5・27号高倉下長後線
- ② 藤沢都市計画用途地域
- ③ 藤沢都市計画防火地域及び準防火地域

用途地域とは?

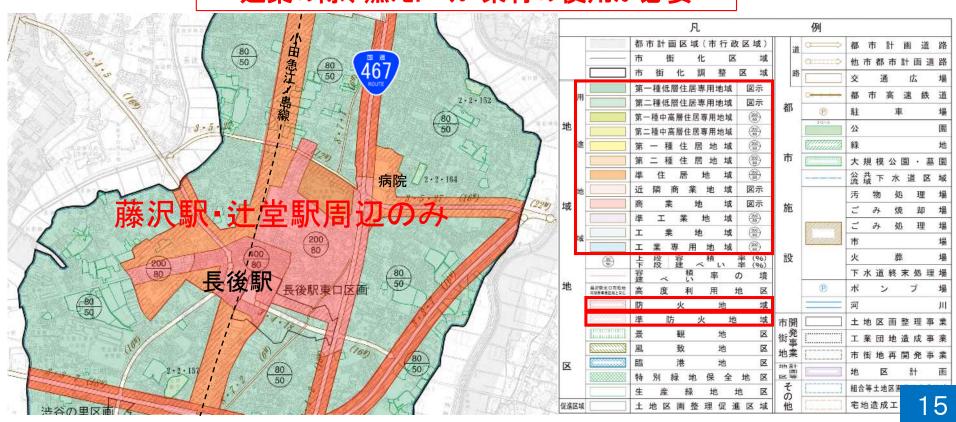
計画的な市街地を形成するために設定

建てられる建物等の種類や大きさなどを制限

防火地域・準防火地域とは?

市街地における火災の危険を防除するために設定

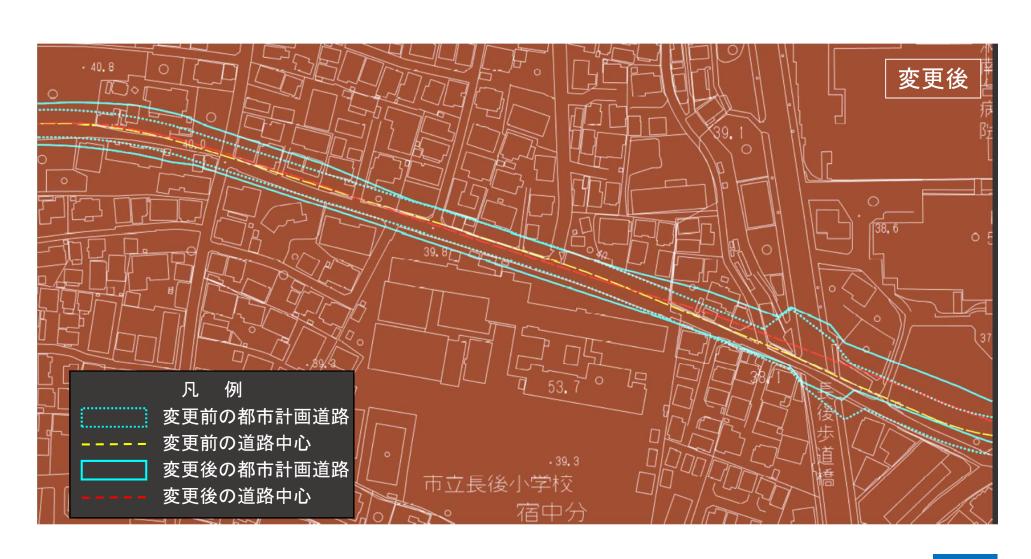
建築の際、燃えにくい素材の使用が必要



都市計画変更内容(関連案件)



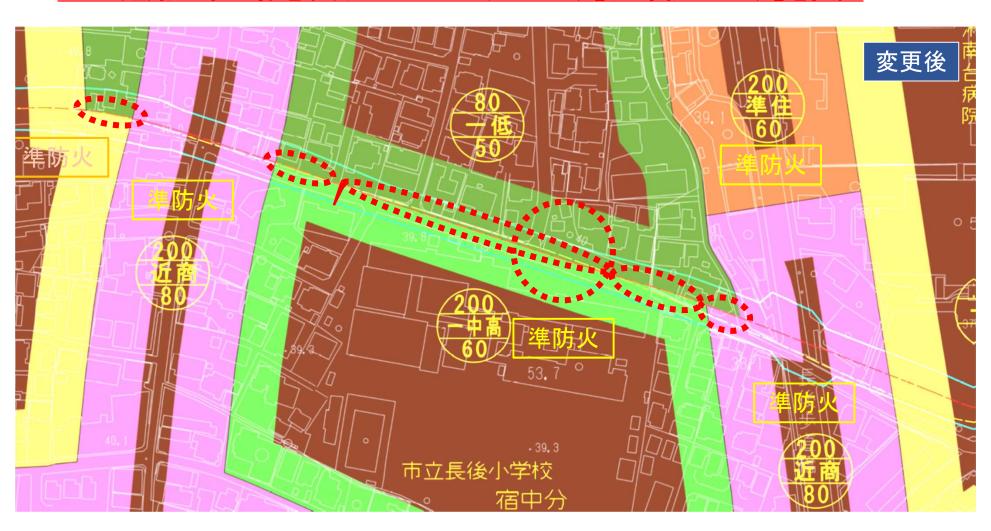
● 道路の幅員・線形が変更 → 道路の中心線が変更



都市計画変更内容(関連案件)



- 道路の幅員・線形が変更 → 道路の中心線が変更
 - → 道路の中心線を境界としている「用途地域」、「準防火地域」を変更



都市計画変更内容(関連案件)

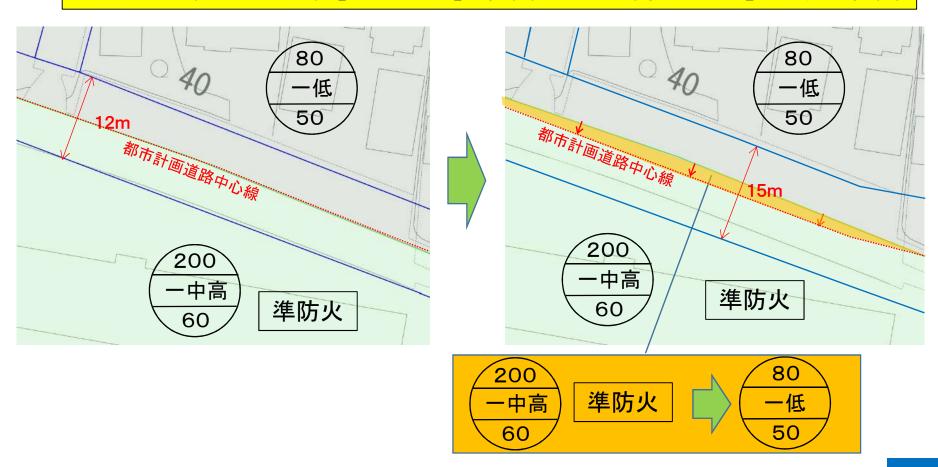


- 道路の幅員・線形が変更 → 道路の中心線が変更
 - → 道路の中心線を境界としている「用途地域」、「準防火地域」を変更

(例)

都市計画道路の幅員の変更に伴い、都市計画道路中心線が変更

→ 黄色い部分が「一中高」から「一低」に変更、さらに「準防火地域」未指定に変更



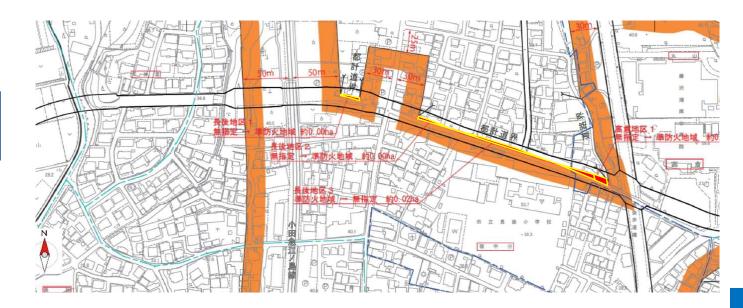
計 画 図(用途地域・準防火地域)



用途地域 の変更



準防火地域 の変更



計 画 書 (用途地域・素案)



都市計画用途地域を次のように変更する。

御申司四用処地域を入りよ) r_	多足り つ)					
種	類□	面 積	建築物の容積率	建築物の 建 蔽 率	外壁の 後退距離 の限度	建築物の 敷地面積 の最低限度	建築物 の高さ の限度	その他 及び 備 考
第一種低層住居専用地域	糸	勺 86 ha	5/10以下	3/10以下	10/10/00	5 联图跃发	13/12/2	(3.9%)
	^小 糸			4/10以下				(2.5%)
	^小 糸		1	4/10以下				(14.2%)
	^小 糸	-	1	5/10以下	_	_	10m	(75.9%)
	^小 糸	•		6/10以下				(3.5%)
 小 計	^小			0/102/1				46.3%
第二種低層住居専用地域	糸			4/10以下				(5.8%)
	^小 糸			1				(60.6%)
	^小			6/10以下	_	_	10m	(33.3%)
 小 計	A			0/102/1				0.7%
第一種中高層住居専用地域		约 297 ha		6/10以下	_	_	_	6.2%
第二種中高層住居専用地域		约 83 ha		6/10以下	_	_	_	1.7%
第一種住居地域		约 719 ha		6/10以下	_	_	_	15.1%
第二種住居地域		约 196 ha	, , , , ,	6/10以下	_	_	_	4.1%
準住居地域		约 130 ha		6/10以下	_	_	_	2.7%
田園住居地域		勺 - ha		_	_	_	_	_
近隣商業地域		约 131 ha						(82.9%)
		约 27 ha		8/10以下	_	_	_	(17.1%)
小 計		约 158 ha		,				3.3%
商業地域		约 156 ha	40/10以下					(91.2%)
	1	约 13 ha	60/10以下					(7.6%)
	\\ \frac{1}{1}	约 2.0ha	80/10以下	_	_	_	_	(1.2%)
小 計		为 171 ha						3.6%
準工業地域	ž	约 293 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	6.2%
工業地域		为 115 ha		6/10以下	_	_	_	2.4%
工業専用地域	Á	约 363 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	7.7%
合 計	ź	勺 4,754 ha	_	_	_	_	_	100 %
							•	•

新旧対照表(用途地域·素案)



括 粨	建築物の	建築物の		新旧	用途	地域》	<u></u> 別面積		五様の増減
種類	容積率	建蔽率		新			旧		面積の増減
第一種低層住居専用地域	5/10以下	3/10以下	約	86	ha	約	86	ha	
	6/10以下	4/10以下	約	54	ha	約	54	ha	
	8/10以下	4/10以下	約	312	ha	約	312	ha	
	8/10以下	5/10以下	約	1,667	<u>ha</u>	<u>約</u>	1,667	<u>ha</u>	-約0.00 ha
	10/10以下	6/10以下	約	77	ha	約	77	ha	
小 計			<u>約</u>	2,196	<u>ha</u>	<u>約</u>	2,196	<u>ha</u>	-約0.00 ha
第二種低層住居専用地域	8/10以下	4/10以下	約	1.9	ha	約	1.9	ha	
	8/10以下	5/10以下	約	20	ha	約	20	ha	
	10/10以下	6/10以下	約	11	ha	約	11	ha	
小 計			約	33	ha	約	33	ha	
第一種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	約	297	<u>ha</u>	約	297	<u>ha</u>	-約0.01 ha
第二種中高層住居専用地域	20/10以下	6/10以下	約	83	ha	約	83	ha	
第一種住居地域	20/10以下	6/10以下	約	719	<u>ha</u>	約	719	<u>ha</u>	+約0.00 ha
第二種住居地域	20/10以下	6/10以下	約	196	ha	約	196	ha	
準住居地域	20/10以下	6/10以下	約	130	<u>ha</u>	約	130	<u>ha</u>	
田園住居地域	_	_	約	_	ha	約		ha	
近隣商業地域	20/10以下		約	131	<u>ha</u>	約	131	<u>ha</u>	+約0.01 ha
	30/10以下	8/10以下	約	27	ha	約	27	ha	
小 計			約	158	<u>ha</u>	約	158	<u>ha</u>	+約0.01 ha
商業地域	40/10以下		約	156	ha	約	156	ha	
	60/10以下	_	約	13	ha	約	13	ha	
	80/10以下		約	2.0	ha	約	2.0	ha	
小 計			約	171	ha	1	171	ha	
準工業地域	20/10以下	6/10以下	約	293	ha	約	293	ha	
工業地域	20/10以下	6/10以下	約	115	ha	約	115	ha	
工業専用地域	20/10以下	6/10以下	約	363	ha	約	363	ha	
合 計			<u>約</u>	4,754	<u>ha</u>	<u> 約</u> _	4,754	<u>ha</u>	± 0.0 ha

計 画 書 (防火地域及び準防火地域・素案)



都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種	類	面積	備	考
防火地	」 域	約 30 ha		
準 防 火	地域	約 1,723 ha		

新旧対照表(防火地域及び準防火地域・素案)

種	類	新			積	旧	面積の増減		
防火	地域	約	30	ha	約	30	ha		
準防り	火地域	約	1,723	ha	約	1,723	ha	-約0.00	ha

理 由 書 (用途地域・素案)



藤沢市長後の一部及び高倉の一部において、藤沢都市計画道路3・5・27 号高倉下長後線の都市計画変更に伴い、同都市計画道路の中心線を界線根拠と する区域について、用途地域の変更を行うものです。

理 由 書 (防火地域及び準防火地域・素案)

藤沢市長後の一部及び高倉の一部において、藤沢都市計画道路3・5・27 号高倉下長後線の都市計画変更に伴い、同都市計画道路の中心線を界線根拠と する区域について、用途地域の変更に併せて防火地域及び準防火地域の変更を 行うものです。

今後のスケジュール



